

広島県告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第一百八十九条の規定によつて、通知の内容を北広島町役場及び安芸高田市役所の掲示場に掲示した。

平成十九年十一月二十六日

鹿島縣知事 藤田雄山

鈴木タケ  
伊藤本藏  
佐々木利平  
村上伊平  
福島克太  
安藝國宗德教社  
田尻昌和  
多田関太郎  
高藤三男  
堀川幸二郎  
中島講時  
隅田ヨシ  
日高敏子  
六信正三  
佐伯彌藏  
島田次三郎  
下田里香  
田尻寿尚  
千石孝  
岩井恒登  
佐伯浪吉  
丸本条次郎  
上本初義  
篠部幸子  
原田ヲタカ  
上森一弘  
新田ナツエ  
見田伊助  
上本政一  
丸本義三  
丸本砂市  
橋垣マト工  
笛谷一士  
中野吏七  
聖尻秀明  
隅田ユキコ  
池永兵造

稻垣宏

山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の五九、五三五三の六六、五三五三の六七、五三五三の二〇七、五三五三の二〇八、五三五三の二四三、五三五三の二七〇、五三五三の二七三、五三五三の二八九

山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の二四九、五三五三の二五〇

山県郡北広島町大朝字唐代山五三五三の二七四、五三五三の二七五

安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇二一の一、一〇二一の二

安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇一三、一〇三二の一、一〇三八

安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇三二の四

安芸高田市美土里町桑田字大番谷一〇三一の六

安芸高田市美土里町桑田字大津助一〇五三の一、一〇五三の二

安芸高田市美土里町桑田字大釜一一〇九の一

安芸高田市美土里町桑田字大釜一一一〇

安芸高田市美土里町桑田字大釜一一七の二

西田一好  
森川美智代  
上岡政夫

高谷力  
沖田治郎

高杉序三郎  
高堀操八  
高杉序三郎  
西田一好

## 二 指定の目的

### 水源のかん養

#### 立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

#### 立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について